

## 阿久比町指名停止要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町（以下「町」という。）が発注する建設工事（設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント及び物品の製造・販売・買受け・役務の提供等（法令等により営業の登録を必要としている設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントを除く。）を含む。以下「建設工事等」という。）の契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者選定をするために、阿久比町入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「有資格業者」という。）の指名停止について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、指名停止とは、有資格業者が別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するため、建設工事等の契約の相手方とすることが不相当として、期間を定め指名の対象から除外する措置をいうものとする。

### (指名停止の要件及び期間)

第3条 有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者に対して、それぞれ当該各号に定めるところにより、期間を定め指名停止を行うものとする。

2 前項に該当する措置要件の確認は、原則として主要報道機関により報道された記事によるものとする。ただし、当町内で発生した措置要件で、公共的機関により確認し得る場合はこの限りではない。

3 指名停止の始期は、当該措置の決定があった日の翌日とする。ただし、あらかじめ指名見合せとする措置を行った場合はこの限りではない。

4 第1項の場合において、指名停止の期間は、3年を超えることができない。

### (期間の特例)

第4条 有資格業者が、一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間（3年を超えるときは、3年）とする。ただし、別表第2の町の職員に対する場合の欄を除く。

(1) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了

後3年を経過するまでの間に、同表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第1各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(4) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。

(5) 別表第3各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2又は別表第3第5号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき。

(6) 別表第3第5号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 別表第2第1号及び第2号の措置要件に該当することとなった有資格業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の2分の1の期間とする。

4 前項に定める場合を除くほか、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに第1項及び第2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

5 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、3年を限度として指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

6 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び全各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当し、かつ、当初の指名停止の期間が満了しているときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した場合の期間(3年を

超えるときは、3年)から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

- 7 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 第3条第1項の規定により別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は町の職員(法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この要領において同じ。)が、談合があると疑うに足りる事実を得た場合であって、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第3第2号又は第4号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定に基づく各省庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合であって、当該入札談合等関与行為に関し、別表第3第1号又は第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (3) 町又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する公の競争又は入札の公正を害すべき行為をいう。以下この要領において同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する談合をいう。以下この要領において同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合であって、当該職員の容疑に関し、別表第3第3号又は第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(下請負人に関する指名停止)

第6条 第3条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(共同企業体に関する指名停止)

第7条 第3条第1項の規定により、共同企業体について指名停止を行う場合

において、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 第3条第1項、前条又は前項の規定により指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名の取消し）

第8条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者に対して指名しているときは、必要に応じて当該指名を取り消すものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 指名停止の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ阿久比町指名審査会（以下「審査会」という。）の承認を得たときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第10条 各課等の長は、指名停止の期間中の有資格業者が町発注建設工事等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（審査会の設定）

第11条 指名停止の措置に関し審査するため、審査会を置く。

2 審査会の組織、運営その他必要な事項については、別に定める。

（事件の報告）

第12条 町が発注した建設工事等に関し指名停止の措置要件が発生した場合、当該建設工事等を所管する各課等の長は、速やかに建設工事事故等発生報告書（様式第5）を作成し、審査会に報告するものとする。

2 前項の規定は、第4条第5項又は第6項の規定により指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除する場合について準用する。

（指名停止の決定）

第13条 町長は、指名停止をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴いたうえ、指名停止決定書（様式第1）により決定するものとする。

2 町長は、前項の審査会の審査結果について必要があると認める場合は、再審査に付することができる。

（指名停止の通知等）

第14条 町長は第3条第1項の規定により次の各号に掲げる処分を行ったときは、当該各号に定める通知書により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由がある場合は、当該通知を省略することができる。

- (1) 指名停止 指名停止通知書（様式第2）
- (2) 指名停止の期間の変更 指名停止期間変更通知書（様式第3）
- (3) 指名停止の解除 指名停止解除通知書（様式第4）

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が町の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第15条 町長は、指名停止を行わない場合において必要であると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（関係課等への連絡）

第16条 町長は、第14条第1項各号に掲げる処分を行った場合において、当該通知書の写しを各課等の長に通知しなければならない。ただし、町庁舎内LANシステムへの掲載の方法によることができる。

（記録）

第17条 町長は、第14条第1項各号に掲げる処分を行った場合において、その処分の内容を書面により記録しなければならない。

（指名停止の公表）

第18条 町長は、指名停止を行ったときは、指名停止業者、指名停止の期間及び理由を公表するものとする。

2 公表の期間は、指名停止の期間の終了する日までとする。

3 公表の方法は、町のホームページへの掲載の方法による。

（指名見合せ）

第19条 有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件に該当する疑いがあると認められるとき又は建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるときに指名見合せをする。

2 指名見合せの手続は、指名停止の手続に準じて行うものとする。

3 指名見合せを行った事案について、当該指名見合せに係る有資格業者の責に帰すべき事由がないことが明らかになったとき又は当該指名見合せを行った後、相当の期間を経過したときは指名見合せを解除する。

4 指名見合せの期間は、当該事案の指名停止の期間に通算することができる。

5 第8条から第13条まで、第15条から第17条までの規定は、指名見合せについて準用する。

（庶務）

第20条 公表等に関する事務は、総務部検査財政課において処理するものと

する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 阿久比町工事請負業者指名停止等取扱内規は廃止する。

附 則

この要領は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の阿久比町指名停止要領の規定は、平成22年4月1日以降に行う指名停止に係るものから適用し、同日前の指名停止に係るものについては、従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月10日から施行する。

別表第1 愛知県内において生じた事故等の措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間の範囲	
	町の発注の 建設工事等	その他
(虚偽記載) 1 町が発注する建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 月以上 6 月以内	
(粗雑公共工事等) 2 町と締結した契約に係る建設工事等の施工にあたり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	1 月以上 6 月以内	
3 県内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において、「一般工事等」という。)の施工にあたり、過失により建設工事等を粗雑にした場合であって、瑕疵が重大であると認められるとき。		1 月以上 3 月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、町の発注に係る建設工事等の施工にあたり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2 週間以上 4 月以内	
(公衆損害事故) 5 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	1 月以上 6 月以内	1 月以上 3 月以内
(建設工事等関係者事故) 6 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2 週間以上 4 月以内	2 週間以上 2 月以内

(注)「町」とは、阿久比町をいう(別表第2及び第3において同じ。)

別表第2 贈賄の措置基準

措置要件	指名停止期間の範囲	
	町の職員に対する場合	他の公共機関の職員に対する場合
1 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が業務に関し、贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 6 月	3 月以上 9 月以内
2 有資格業者の使用人が、業務に関し、贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 6 月	1 月以上 3 月以内

(注)「役員等」とは、有資格業者のすべての役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう(別表第3において同じ)。

「職員」には、法令等により、公務に従事する議員、委員等の特別法上の公務員とみなされる場合を含む。



別表第3 不法行為等の措置基準

措 置 基 準	指名停止の 期間の範囲
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>1 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>1 2月以上 3 6月以内</p>
<p>2 町発注建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 8月以上 3 6月以内</p>
<p>(談合又は競争入札妨害)</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>1 2月以上 3 6月以内</p>
<p>4 町発注建設工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>1 8月以上 3 6月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>5 建設業法(昭和22年法律第100号)の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>1 月以上 9 月以内</p>
<p>6 県内において、建設業法の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2 月以上 9 月以内</p>
<p>(不法行為等又は不当要求行為等)</p> <p>7 別表第1、第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正若しくは不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき又は別に定める阿久比町不当要求行為等対策要綱第2条に規定する不当要求行為等を行ったと認められるとき。</p>	<p>1 月以上 9 月以内</p>
<p>8 別表第1、第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 月以上 9 月以内</p>

<p>(その他重大な事案)</p> <p>9 別表第1、第2及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、建設工事等の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>審査会で決定</p>
---	---------------

(注)「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。